

## 静岡県告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、告示する。

令和元年5月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定代理納付者の名称及び所在地

静岡市葵区御幸町5-9

株式会社JTB静岡支店 支店長 杉浦 孝典

2 指定代理者に納付させる歳入

静岡県富士山保全協力金実施要綱第4条第2項第2号及び静岡県富士山寄附金実施要綱第4条第2項第1号に規定する静岡県に対する寄附金

3 指定代理納付者として指定する期間

令和元年6月1日から令和元年9月30日まで